

## 尾張旭市下水道使用料等検討会議開催要綱

### (目的)

第1条 尾張旭市下水道使用料等検討会議（以下「検討会議」という。）は、尾張旭市公共下水道事業の安定的かつ持続可能な運営を図ることを目的として、下水道使用料等について検討するため開催する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 下水道使用料に関すること。
- (2) 下水道事業の経営状況及び事業運営に関すること。
- (3) 尾張旭市公共下水道事業経営戦略の改定に関すること。

### (構成員等)

第3条 検討会議は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 検討会議に会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

3 会長に事故等あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。

### (任期)

第4条 構成員の任期は2年とする。

2 構成員に欠員を生じた場合はこれを補充し、補充構成員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 会議は、市長の依頼により開催する。

2 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、原則として公開するものとし、会議を開催した場合は、会議録を作成するものとする。

### (関係者の出席)

第6条 検討会議は、必要に応じ、専門的知識を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (謝礼)

第7条 構成員には、会議の出席に対して、予算の定める範囲内において謝礼を支給することができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、上下水道部経営政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月25日から施行する。